

平成30年度 第1回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成30年4月12日（木）10時00分 ～ 11時10分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、菊本委員、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、田中稲子委員
開催形態	公開（傍聴者 3人）
議 題	1 （仮称）東高島駅北地区 C地区棟計画 環境影響評価準備書について
決定事項	平成29年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成29年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録確定

特に意見なし

2 議題

(1) （仮称）東高島駅北地区 C地区棟計画 環境影響評価準備書について

ア 答申案について事務局が説明した。

イ 審議

【奥 会 長】 ただいまの説明について、御意見などありましたらお願いします。

【木下委員】 3ページの(1)アの2段落目に、「また、本事業のみならず東高島駅北地区一連のまちづくり」とありますが、前段落に記載されている事業と一連のまちづくりとの間にはどのような関連があるのかを明確にすると、事業者にとって分かりやすくなるのではないのでしょうか。

一連のまちづくりは前段落に列記されている事業のことを指しているのか、それとも、その他の要素も含まれるのかを明確にすると良いのではないのでしょうか。

【事務局】 前段の埋立事業や土地区画整理事業などは、ハードとして明確になっている事業です。後段の一連のまちづくりには、ハードの要素とともに、供用後のソフトの要素も含めています。そして、まちづくりについては、関係者と協力して、既に住んでいる住民に対して十分な説明をすることを求めるものです。

【奥 会 長】 限定的な記述を避けるということのようですが、いかがでしょうか。

【木下委員】 個人的な意見になりますが、区画整理事業などにもハードだけでなく、ソフト的な要素が入っていると思います。

後段については、ハードとソフトを含めたまちづくり、などの表現にすると分かりやすいのではないかと思います。

【五嶋委員】 より分かりやすくするという点では、前段後段の関連が分かりやすくなるように文章を工夫する必要があると思います。

例えば、「2 地域の特性」で、本事業は一連のまちづくりを踏まえて行うものである、という趣旨を記載し、「3 審査意見」では、前述したように、と記載して関係性が分かるようにしてはどうでしょうか。

【奥 会 長】 「2 地域の特性」、「3 審査意見」のどちらを補えばいいという御指摘でしょうか。

【五嶋委員】	修正の方法は、色々あると思います。前段と後段の関係性が分かりにくい、という木下委員の意見に賛同するという事です。
【奥会長】	このままでもいいとも思いますが、いかがでしょうか。
【津谷委員】	一連のまちづくりという用語の定義がないので分かりにくいのではないのでしょうか。基盤整備や埋立等のハード的な事業だけなのか、プラスアルファがあるのかが分からないということだと思います。 一連のまちづくりの内容をはっきりさせるような定義的な言葉をさりげなく入れてはどうでしょうか。
【事務局】	「2 地域の特性」の記述において、「上記事業を含む一連の東高島駅北地区の一連のまちづくりに関しては・・・」という表現を加えるのはどうでしょうか。
【津谷委員】	その程度でいいのではないのでしょうか。
【奥会長】	「2 地域の特性」で、ハード整備を進めるにあたっては、関係者と情報を共有し、地域住民の意向なども汲み取りながらまちづくりを進めていく、というスタンスを事業者は示しています。 「3 審査意見」では、確認の意味も込めて、関係者との十分な協力と丁寧な説明を行うことを求めています。一連のまちづくりは、事業者が既に行っていることですので、理解はできるかと思います。
【菊本委員】	この件についての意見はありませんが、審査会の答申になりますので、確定的な修正意見を出すほうが良いのではないのでしょうか。
【木下委員】	五嶋委員の御発言どおり、より明確にしたほうが良いと思います。その点を読み直していただき、あとは会長に一任します。
【五嶋委員】	「3 審査意見」に「本事業のみならず、上述したような東高島駅北地区一連のまちづくり・・・」としてはどうでしょうか。
【奥会長】	それでは、「3 審査意見」の記述を工夫するという事でよろしいでしょうか。
【委員一同】	(賛同の様子)
【奥会長】	具体的な文言は事務局と相談したいと思いますが、よろしいでしょうか。
【委員一同】	(賛同の様子)
【木下委員】	「2 地域の特性」で、一連のまちづくりについては連絡協議会を作るとありますが、本事業の事業者が協議会に入っていることが明示されていません。
【事務局】	「建物事業予定者」に本事業の事業者が含まれています。
【奥会長】	「建物事業予定者」は、準備書で使われている用語ですか。
【事務局】	準備書 2-26 にある C 地区事業者という言葉になります。
【奥会長】	文言は準備書に合わせたほうが正確ではないのでしょうか。
【事務局】	準備書の対象事業は C 地区の高層建築物の建設ですので、C 地区事業者という文言になっています。連絡協議会には、A 地区事業者などの参加も見込まれるので、建物事業予定者としました。
【奥会長】	A 地区、B 地区の事業者も協議会に入っているということですか。
【事務局】	入っています。
【奥会長】	準備書からは読み取れないのではないのでしょうか。
【事務局】	それでは、本事業の事業者以外に、という言葉を追加してはどうでし

ようか。

【奥会長】

若しくは地区を列記するかですね。

いずれにしても、建物予定事業者が誰を指すのか、本事業の事業者が含まれているのかが分かるようにしてください。

【事務局】

「本事業の事業者を含む建物事業予定者」とします。

【奥会長】

本事業の事業者が入っているということと、それ以外の建物予定事業者がいるのならば、どの事業者が入っているかが分かるようにしてください。

【事務局】

全ての地区の建物事業者が含まれるかどうかは今後のことになるので、限定的に書くことが難しい状況となっています。

【五嶋委員】

関連や当該といった言葉を使ってはどうでしょうか。

【奥会長】

本事業の事業者も含む・・・というような表現になるのでしょうか。この点も事務局と相談させていただきます。

【中村委員】

4 ページの 3 (2) イ (i) 地域社会に「対象地域から出る段階」と記載されていますが、段階という表現は必要ですか。

【田中伸治委員】

入れたほうが良いと思います。事業者の回答でも、自分たちが手当てできるのは対象地区だけ、との発言がありました。

事業者は、地区の外側の細街路の交通規制は出来ません。事業者には、狭窄などの地区から細街路に出にくくする対策を考えてもらう必要がありますので、この言葉があったほうが良いと思います。

【横田委員】

1 点目は、3 ページの「3 (1) イ 緑地について」に「東高島駅地区全体で配置を検討すること。」とありますが、事業地に限った検討とは読み取りにくいと感じました。「東高島駅地区全体を見据えて」などしてはどうでしょうか。地区全体の配置は現実的には難しいと思いますので、表現を工夫してはどうでしょうか。

また、配置と併せて緑地の質的な検討をして頂くことが重要だと思いますので、「配置や構成」という表現にしてはどうでしょうか。

配置については既に空地の配置計画があって、出来ることに限界があり、その上で(ア)～(オ)の検討を進めようとする、質的な検討が出てくると思いますので、文言を加えてはどうでしょうか。

2 点目は、4 ページの「3 (2) イ 供用時」の「(i) 地域社会」の「b」にある通行者の安全対策の検討についてです。

緑地がバッファゾーンとしての役割を持っているということで、「落下物や飛散物に対する通行者の安全対策を検討すること」と地域社会の安全の項目に入れてもらいましたが、これに関して新たに調査予測評価することは難しいと感じています。これは緑地の機能として、「3 (1) イ 緑地について」の(オ)の防災の役割の検討に含める程度としてはどうでしょうか。又は「防災・安全上の役割についても検討すること。」としても良いと思います。

【事務局】

横田委員の指摘を確認させていただきます。

1 点目は、「東高島駅地区全体を見据えて配置や構成を検討すること。」とする。

2 点目は、「3 (1) イ 緑地について」の(オ)を「防災・安全上の役割についても検討すること。」とした上で、「3 (2) イ 供用時」の「(i) 地域社

	会」の「b」の段落すべてを削除するという事でよろしいでしょうか。
【奥会長】	2点目の削除については議論の余地があると思いますが、どうでしょうか。
【横田委員】	地域社会に入れることによって、供用時の落下物等についての予測評価が必要になってしまうのではないのでしょうか。
【奥会長】	予測評価はすでに終わっているので、評価書段階でどのような措置を講じることができるかについて検討を求め、検討結果を評価書に記載してもらおうことになると思います。
【横田委員】	対策だけを求めるのであれば、削除しなくても良いです。
【奥会長】	地域社会に記載しておくことで何か問題がありそうでしょうか。
【五嶋委員】	このままで良いと思います。
【奥会長】	では、1点目については、横田委員の御指摘のとおり修正し、2点目はこのままとします。
【水野委員】	3ページの「3 審査意見」の(1)アですが、1段落目は環境配慮に連携して取り組むこととあり、2段落目は、まちづくりに関して説明することとあります。 まちづくりに関する内容は、まちづくり連絡協議会で議論されているものだと思います。 ここで住民に説明すべきことは、環境配慮の内容についてなのだろうと思います。そうすると、「また」で分けるのではなく、前段とつなげて、連携して取り組んだ環境配慮の内容についても説明する、という文章にしたほうが分かりやすいと思います。 まちづくりは、事業者だけの問題ではなく、全体の問題であり、本事業の範囲を超えている気がします。ただ、連携して取り組んだ内容を説明するというのであれば、それは良いのではないのでしょうか。
【事務局】	関係者と協力して、東高島駅北地区全体のまちづくりを進めるという点では共通していますが、前段は、環境配慮を行うことについて関係者と連携して欲しい、という趣旨です。後段は、現住の方を中心に地域に対して、情報を十分に発信して欲しい、ということです。二つの切り口を一文にすると長いので分けています。
【水野委員】	まちづくりに関する情報発信ということであれば、まちづくり連絡協議会が情報発信を行う場ではないのですか。
【事務局】	まちづくり連絡協議会は、あくまでも独立した事業者や団体の集まりです。今回の意見は、本事業者に対するものであるため、本事業については本事業者単独で情報発信するものですが、関連事業に及んでは関係者と協力して対応するように要望するものです。
【水野委員】	まちづくりの説明も本事業の事業者が行うのは違う気がします。
【奥会長】	本事業の事業者単独ではなく、関係者と十分に協力し、住民説明を行っていくということではないのでしょうか。ただ、協議会として説明していくのか、若しくはその他の形なのかは、現時点ではわかりませんが、この点がかねてより、地域全体としてどう変化していくのかについて、住民に十分な情報提供をしていくことが重要であるという指摘を受けての意見かと思います。
【水野委員】	そうだとすると、関係者やまちづくり連絡協議会の位置づけがもっと

明確であってもいいのではないのでしょうか。

【事務局】 本事業は、他の事業と連携するため、まちづくり連絡協議会の位置づけは重要だと思います。ただ、今回は本事業の事業者に対して、意見を述べることとなりますので、本事業に関する説明は事業者が説明できるものとし、まちづくり全般については協議会を構成する関係者と協力して対応して欲しいという趣旨の表現です。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

【水野委員】 あまり良くはないですが、皆様が納得されているのであればいいです。

【木下委員】 水野委員の御指摘は、審査会の意見として、まちづくりにどこまで口出しできるのかということかと思えます。そうだとすれば、「説明に努めること」程度の表現に抑えてはどうでしょうか。

【奥会長】 事業者単独で出来ることには限りがありますが、地域の住民の方からしてみると、C地区の事業だけではなく、それ以外の事業も含めて地域がどのように変化していくのかについての情報を求めています。

それについては、事業者が出来る範囲で、関係者と協力して、しっかりと説明していくようにしてください、と審査会で繰り返し指摘してきたところです。これ以上、どのように修正していけばいいのでしょうか。

【事務局】 準備書 10-12 ページに記載のある方法市長意見では、「丁寧な住民への説明に努めること。」と記載していますので、同様の記載にするということではよろしいでしょうか。

【五嶋委員】 私はこのままでいいと思います。事業者の責任として関連事業の説明もやるべきだと思います。

【奥会長】 いずれにせよ、説明は必要となりますので、「行うこと」という表現の方が良いのではということですが、いかがでしょうか。

【木下委員】 環境影響評価の審査会であるから、まちづくりに関する意見は副次的ではないのでしょうか。そうすると「行うこと」というよりは、「努めること」程度の表現でいいのではないのでしょうか。

【奥会長】 水野委員、いかがでしょうか。

【水野委員】 まちづくりについてまで審査会で指摘するのか、ということが気になるだけです。そもそも、方法書の市長意見で指摘したことを準備書で再度指摘することの意義は何でしょうか。

【事務局】 準備書の審議でも議論になりましたが、説明会や意見書を経て、市民から台場遺構の保全をはじめ、環境への配慮について、本事業者に対して強い申し入れがありました。あえて曖昧な表現ではなく、当事者の一員としてしっかりと説明して欲しいという意味を込めて「行うこと」という表現にしました。

【水野委員】 分かりました。「行うこと」ということで、強く要請するということで理解しました。

【田中伸治委員】 先ほどの「3(2)イ(i)地域社会」の件ですが、「出る段階」が複数の意味に取れるので、分かりにくいと考えました。そこで、「対象地域から細街路に出ようとする車両をコントロールする措置」と変えてはどうでしょうか。

【奥会長】 では、そのように修正してください。

【津谷委員】 3ページの「3(1)イ 緑地について」の文章は、総論として緑地の役割・機能を考慮した検討を行い、評価書に記載する旨が記述されています。そして、(ア)～(カ)で緑地についての各論をまとめているのだと思います。

しかし、総論部分に各論で書くような生物多様性の記載があります。また、東高島駅北地区全体という文言は、生物多様性にかかっていると思いますので、各論に持って行ってはどうでしょうか。

総論部分は、「単に緑地を設置するだけではなく、緑地が持つ様々な役割・機能を理解し、特に以下について更なる検討を進め、評価書に記載すること。」としてはどうでしょうか

(ウ)に「C地区のみならず、東高島駅北地区全体で配置を検討すること」の文言を持って行ってはどうでしょうか。

また、各論の(ウ)の防風に関する部分については、(ア)に含めてはどうでしょうか。

【横田委員】 生物多様性については、参考項目として選定されているので、(2)環境影響評価項目ではなく、(1)事業計画に入れているのだと思いますが、そういうことではないのですか。

【事務局】 審査会での審議の中で、植栽の扱いや植栽の持つ多様な機能について議論がありました。その緑地が持つ機能の議論で、生物多様性や防風に関する御意見をいただきましたので、答申案には緑地としてまとめてみました。

【横田委員】 私はこのままで良いと思います。

【葉山副会長】 私もこの表現で良いかと思います。

【奥会長】 前回の審査会で、(ア)～(カ)の内容を列挙した答申とするということで御了承を頂いておりましたので、それを踏まえた答申案となっていると思います。趣旨が事業者へ伝われば良いと思いますが、いかがでしょうか。

【津谷委員】 特にこだわりませんので、そのままで結構です。

【奥会長】 では、この部分については答申案どおりとします。

【奥会長】 それでは、文言の修正等については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 では、修正した答申については事務局から皆様にお知らせします。以上で審議終了とします。

資 料

- ・平成29年度第15回（平成30年3月29日）審査会の会議録【案】
- ・（仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に係る答申（案） 事務局資料